

参考

東御市宿泊交流拠点整備運営事業募集要項抜粋（修正後、12月26日）

東御市宿泊交流拠点整備運営事業募集要項

第1章 募集要項の位置づけ

8 事業者の負担

(2) 当市への納付金支払う使用料等

ア 収益還元公有財産の貸付料及び支払い

当市と事業者が別途締結する賃貸借契約に基づき、事業者は、収益還元として以下の納付金貸付料を毎年当市が指定する方法により一括で支払うものとする。

- ・土地の固定資産評価額に100分の6を乗じて得た額と同等の額
 - ・施設の建設額に100分の1.6を乗じて得た額と同等の額（減価償却あり）
 - ・その他 自動販売機等の設置に関する使用料は、当市との事前協議による
- なお、当市の条例改正や固定資産評価替等の状況により、金額は改定できるものとする。

上記に加え、事業者は、本拠点の運営により享受する営業利益の一部を納付金として当市に還元すること。還元率は事業者の提案によるものとする。

イ 納付金の保証

初年度は、事業者の収益還元納付を保証するため、当市のために、契約締結と同時に保証金として2年分の額を納付するものとし、そのうちの1年分は、事業終了時（令和25年3月31日）に当市の定める要求水準を満足する状態で引渡を受けたことを確認の上、事業者へ返金返還する。なお、当市の条例改正や固定資産評価替等の状況により、金額は改定できるものとする。

- ・土地の 固定資産評価額に100分の6を乗じて得た額と同等の額
- ・建物 施設の建設額に100分の1.6を乗じて得た額と同等の額（減価償却あり）
- ・その他 自動販売機等の設置に関する使用料は、当市との事前協議による

~~イ 収益還元~~

~~上記に加え、事業者は、本拠点の運営により享受する営業利益の一部を納付金として当市に還元すること。還元率は事業者の提案によるものとする。~~

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1

2 募集及び当面のスケジュール※

※スケジュールは状況により変動する場合がある。

募集要項等の公表（募集要項、要求水準書、評価基準）	令和7年12月5日
現場説明会出席者締切	令和7年12月11日
現場説明会※	令和7年12月15日
募集要項等に関する質問の締切	令和7年12月16日
様式集、 基本協定書（案） 、 基本契約書（案） 等の公表	令和7年12月19日
<u>募集要項等に関する質問への回答（一部）</u>	<u>令和7年12月23日</u>
様式集 <u>様式集</u> 、 基本協定書（案） 、 基本契約書（案） 等に関する質問の締切	令和7年12月26日
<u>基本協定書（案）</u> 、 <u>基本契約書（案）</u> 等の公表	<u>令和7年12月26日</u>
基本協定書（案）、基本契約書（案）等に関する質問の締切への回答掲載（市HP）	令和8年1月28日
<u>基本協定書（案）</u> 、 <u>基本契約書（案）</u> 等に関する質問への回答掲載（市HP）	<u>令和8年1月16日</u>
参加表明及び資格審査受付の締め切り	令和8年1月23日
資格審査結果の通知	令和8年1月30日
応募事業者との対話の実施	令和8年2月2～22日
提案書類の受付	令和8年2月16日
提案書類の基礎審査	令和8年2月23日
提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリング審査	令和8年3月6日 (予備日：3月9日)
受注候補者の特定及び公表	令和8年3月12日
<u>本事業の住民説明会※</u>	<u>令和8年3月14又は15日</u>
基本協定の締結	令和8年3月中旬以降
基本契約の仮契約締結	令和8年4月下旬以降

*2 受注候補者には、住民説明会に出席、提案内容をプレゼンテーションして頂きます。

4 応募事業者の備えるべき資格要件

(3) 各業務を行う者の資格要件

イ 応募事業者の資格要件（業務別）

(ア)－2 設計企業（土木）

土木設計に当たる設計企業が複数いる場合は、少なくとも1者は実績要件以外すべて満たすこと。実績の加点はその1者を対象とする。

d 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門-「道路」「都市及び地方計画」又は「土質及び基礎」）の資格を有する者を配置すること。照査技術者は、技術士（建設部門）の資格を有する者かRCCMの資格を有する者を配置すること。（資格要件）

(イ)－2 建設企業（土木）

土木の施工に当たる建設企業が複数いる場合は、少なくとも1者は実績要件以外すべて満たすこと。実績の加点はその1者を対象とする。

- b 資格審査基準日に直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が900点以上又は東御市建設工事入札参加資格者の「土木一式工事」格付がA級以上であること。[\(資格要件\)](#)

*